

岐阜県特定給食施設等指導要綱

平成15年5月1日
(改正 令和2年3月17日)

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）に基づく特定給食施設等を的確に把握し、法及び同法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。）並びに岐阜県健康増進法施行細則（平成16年岐阜県規則第9号。以下「細則」という。）に基づき給食施設に対し適切な指導を行うことにより、給食施設が食環境の整備と栄養教育の発信の場として、食生活改善の一翼を担い、喫食者の栄養管理に努めるとともに県民の栄養状態の改善及び健康増進を図るために必要な事項を定めるものとする。

(実施担当者)

第2条 給食施設指導の実施担当者は、法第19条に規定する保健所の栄養指導員とする。

(指導対象施設)

第3条 指導対象施設は、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要で、かつ、法第20条及び規則第5条による施設（以下「特定給食施設」という。）並びに1回20食以上100食未満又は1日50食以上250食未満の食事を供給する施設（以下「その他の給食施設」という。）とする。

(指導対象施設の把握)

第4条 特定給食施設は、法第20条及び細則第2条の定めるところによるものとする。

- 2 その他の給食施設の設置者は、当該施設における給食の開始、再開、変更、休止及び廃止の状況について、細則第2条に定める特定給食施設の届出の規定を準用し、同条各項に規定する届出書を施設の所在地を管轄する保健所長に提出するものとする。

(管理栄養士必置施設指定と指定取消)

第5条 知事は、届け出のあった特定給食施設について、規則第7条に規定する管理栄養士必置施設と認められる場合は、管理栄養士必置施設指定通知書（第1号様式）により通知し、指定するものとする。

- 2 知事は、前項により指定した特定給食施設が、基準を満たさなくなった場合は、管理栄養士必置施設指定取消書（第2号様式）により、速やかに指定を取り消すものとする。

(栄養管理状況の把握)

第6条 保健所長は、特定給食施設及びその他の給食施設に対し、毎年11月中に実施した給食について、翌月末日迄に細則第3条に定める栄養管理報告書の提出を求め、適切な栄養管理のための指導を行うものとする。

(台帳の整備)

第7条 保健所長は、給食施設の設置者から提出された届出に基づき、給食施設台帳（第3号様式）を整備するものとする。

2 知事は、管理栄養士必置施設指定通知書に基づき、管理栄養士必置施設台帳（第4号様式）を整備するものとする。

（指導計画）

第8条 栄養指導員は、給食施設の指導にあたっては指導目標を掲げ、次に掲げる各号に留意し、年間及び月間の指導計画書を作成し、計画的に実施するものとする。

- 一 栄養管理上指導の必要性の高い給食施設に対して重点的に行うこと
- 二 計画的な個別指導（巡回指導等）を行うとともに、必要に応じて集団指導を行うこと（管理栄養士配置指導）

第9条 知事は、指定した施設が管理栄養士を設置していない場合は、管理栄養士配置計画書（第5号様式）の提出を求め、改善が見られない時は勧告を行うものとする。

2 栄養指導員は、給食施設に対し指導を行ったときは、必要に応じて給食施設栄養指導票（第6号様式）により文書指導を行い、改善結果の報告を求めるものとする。また、文書による指導を行っても改善されない場合は、改善勧告を行うものとする。

（指導の記録と評価）

第10条 給食施設に対して指導を行った場合には、給食施設台帳に必要事項を記録し、改善指導を行った内容が適切に処理されているかについての評価を行い、その後の経過及び結果について適宜確認を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、岐阜県給食施設指導要領（平成8年2月1日付け健増第825号）及び管理栄養士必置施設指定事務取扱要領（平成6年12月9日付け健増第834号）に規定する様式により使用されている書類は、この要綱による様式によるものとみなす。
- 3 岐阜県給食施設指導要領及び管理栄養士必置施設指定事務取扱要領は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年2月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の岐阜県特定給食施設等指導要綱の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この要綱による改正後の岐阜県特定給食施設等指導要綱の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の岐阜県特定給食施設等指導要綱の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、

この要綱による改正後の岐阜県特定給食施設等指導要綱の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

別記

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第5条関係）

第3号様式（第7条関係）

第4号様式（第7条関係）

第5号様式（第9条関係）

第6号様式（第9条関係）

別記

第1号様式（第5条関係）

管理栄養士必置施設指定通知書

指 定 番 号

健康増進法第21条1項の規定により、管理栄養士を置かなければならない
特定給食施設として指定します。

特定給食施設の名称	
特定給食施設の所在地	
設 置 者 名	
住 所	
施 設 の 種 類	

年 月 日

岐阜県知事

印

管理栄養士必置施設指定取消書

年 月 日付け指定番号 号をもって健康増進法第21条第1項の規定による管理栄養士を置かなければならない特定給食施設として指定しましたが、指定の基準に該当しなくなったのでその指定を取り消します。

特定給食施設の名称	
特定給食施設の所在地	
設置者名	
住所	
施設の種別	

岐阜県知事

印

給食施設台帳

【 保健所】

施設の名称						
施設の所在地		〒				
設置者若しくは管理者		職・氏名				
栄養管理業務責任者		職・氏名				
電話番号				FAX番号		
E - M a i l						
分類						
施設種別						
管理栄養士必置指定		指 定	番 号	岐阜県達 第 号		
			年 月 日			
		取り消し	番 号	岐阜県達 第 号		
			年 月 日			
病床数及び入所定員						
食 数		朝食	昼食	夕食	その他	計
運 営 方 式						
委 託 先	名 称					
	所 在 地	〒				
	代 表 者	職・氏名				
	電 話 番 号					
届出経緯		年月日	摘要（変更事項）			
	開 始 届					
	変 更 届					
	休 止 届					
	再 開 届					
	廃 止 届					

表彰歴	表彰名		年月日		摘要		
巡回指導内容	年 月 日						
	食数	朝食					
		昼食					
		夕食					
		その他					
		合計					
	管理栄養士数						
	栄養士数						
	栄養管理						
	情報提供						
	関係書類						
	衛生管理						
	災害対策						
	合 計						
指導事項							

管理栄養士必置施設台帳

施設名 所在地	(TEL)				指定番号 号	
施設管理者 職・氏名					指定日	岐阜県達第 年 月 日
設置者名 及び所在地					解除日	岐阜県達第 年 月 日
施設の種類	1 学校 2 病院 3 介護老人保健施設 4 介護医療院 5 老人福祉施設 6 児童福祉施設 7 社会福祉施設 8 事業所 9 寄宿舍 10 矯正施設 11 一般給食センター 12 その他 ()					
給食数	施設の種類	朝	昼	夕	計	備 考
	(1)病 院					許可病床数 床
	(2)介護老人 保健施設					入所者定員 人
	(3)そ の 他					
管理栄養士の 配置状況	区 分		配置人員		左記のうち設置者が 直接雇用している者	
			管理栄養士	栄養士	管理栄養士	栄養士
	常勤（専任）		人	人	人	人
	常勤（併任） （主たる勤務場所とするもの）		人	人	人	人
	常勤（併任） （従たる勤務場所とするもの）		人	人	人	人
	非常勤（専任）		人	人	人	人
	非常勤（併任）		人	人	人	人
	管理栄養士氏名			管理栄養士登録番号		
	管理栄養士氏名			管理栄養士登録番号		
	管理栄養士氏名			管理栄養士登録番号		

第5号様式（第9条関係）

管理栄養士配置計画書

年 月 日

保健所長様

指定番号 号

施設名

所在地

(電話)

施設管理者
職
氏名

健康増進法第21条第1項の規定により、管理栄養士をおかなければならない特定給食施設の指定を受けましたが、未配置のため、次のとおり計画します。

管理栄養士の配置方法（該当する番号に○印を記入してください）

- 1 新規に採用する
(年 月 予定)
- 2 現在配置されている栄養士に管理栄養士の資格をとらせる
(年 月 予定)
- 3 その他（具体的に記入してください）

様

岐阜県 保健所長

給食施設の栄養管理に関する指導の結果について

健康増進法第 18 条及び岐阜県特定給食施設等指導実施要綱の規定による指導結果は下記のとおりでした。
改善を要する項目については、改善に努めてください。

実施日：		栄養指導員：	
	調査項目	施設の状況・改善事項等	
配置	常勤の管理栄養士又は栄養士が配置されている。 (法第21条第1項、第2項、施行規則第7条、第8条)		
栄養管理・品質管理及び評価	利用者の身体の状況、栄養状態、生活習慣等を定期的に把握している。(法第21条第3項、施行規則第9条1)		
	利用者の身体の状況等に基づいた給与栄養量の目標(献立作成基準)を設定している。(施行規則第9条1)		
	献立作成基準に基づき献立を作成し、食事提供を行っている。(施行規則第9条1)		
	提供した食事の摂取状況や身体状況の変化を把握する等、食事提供に関する総合的な評価を行っている。(施行規則第9条1)		
	利用者の食生活や嗜好等に配慮して献立を作成している。(施行規則第9条2)		
情報提供	献立表の提示を行っている。(施行規則第9条3)		
	栄養成分の表示を行う等、健康や栄養に関する情報の提供を行っている。(施行規則第9条3)		
書類	献立表その他必要な帳簿等を適正に作成している。(施行規則第9条4)		
衛生	「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に従った衛生管理を行っている。(施行規則第9条5)		

保健所	
担当	
TEL	